奈良県助産師会　出前講座講師派遣時の交通費規定

1.交通費を請求する場合

　①事前打合せの実施

　②出前講座の実施

　③動画・教材、感想文などの受け渡し

　　以上の目的により依頼先へ担当者が出向いた場合には、その都度交通費が発生する。講座後に出向いた回数分の交通費を、講座料に加算して請求する。

2.交通費算定の基準

奈良県助産師会事務局を起点とし、依頼先までの距離(乗用車での移動ルート)に応じて決定。

【一般社団法人　奈良県助産師会 事務局】

住所: 奈良県大和郡山市西岡町７番24号

3.交通費請求額一覧表(１往復分)

|  |  |
| --- | --- |
| 片道距離(事務局～依頼先) | １往復分の料金 |
| 15km未満 |  500円 |
| 30km未満 | 1,000円 |
| 45km未満 | 1,500円 |
| 60km未満 | 2,000円 |
| 60km以上 | 3,000円 |

令和5年6月１日改訂